

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十八号

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
施行規則（平成三十年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正す
る。

第四条第二項中「主任介護支援専門員」の下に「（以下「主任介護支援専門員」と
いう。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由が
ある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に
規定する管理者とすることができる。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過措
置）」を付し、同項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」
に、「第四条第二項」を「第四条第二項本文」に改め、「介護保険法施行規則第百
四十条の六十六第一号イ（3）に規定する」を削り、「第四条第一項」を「同条第一
項」に改め、付則に次の一項を加える。

3 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第四

条第二項本文」とあるのは「令和三年三月三十一日までに法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第四条第一項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第四条第二項本文」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十九号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

5 特別定額給付金給付事業実施要綱（令和二年五月八日二北区戸第五千十二号）

第八条ただし書の規定に基づき支給する特別定額給付金については、第七十九条第一項の規定にかかわらず、課長の請求に基づき、資金前渡することができる。

6 第八十三条の規定は、前項の規定による資金前渡について準用する。この場合において、同条中「に掲げる」とあるのは、「及び付則第五項に掲げる」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第六十号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）
の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

（条例付則第三項の東京都北区規則で定める業務）

5 条例付則第三項の東京都北区規則で定める業務は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において、当該患者等と接触し、又は接して行う業務とする。

（条例付則第四項の東京都北区規則で定める額）

6 条例付則第四項の東京都北区規則で定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の患者等に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして区長が認める業務 従事した日一日につき四千元
- 二 前号に掲げる業務以外の業務 従事した日一日につき三千元

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則付則第五項及び第六項の規定は、令和二年一月二十七日から適用する。

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則を公布する。

令和二年七月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十一号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十号）第三条に規定する適用期間は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から、施行日以後初めて東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議（東京都市新型コロナウイルス感染症モニタリング会議設置要綱（令和二年五月十四日付二総防管第七百四十四号。以下「要綱」という。）第一条に規定する東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議をいう。）の監視により、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係るモニタリング指標（要綱第二(1)のモニタリング指標をいう。）のうち感染状況に係るものの総括コメントが「感染が拡大していると思われる」以外に変更された日の翌日から起算して三十日を経過する日までとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則（令和二年五月東京都北区規則第四十九号）は、廃止する。

